

施政方針と議案説明

(はじめに)

本日ここに、平成26年度予算案をはじめ多数の重要案件を提案し、御審議をいただくに当たり、新年度の市政運営に臨む所信を申し述べ、議会をはじめ市民の皆様の御理解と御賛同、御協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、国は今国会を「好循環実現国会」と位置付けており、新年度予算については、社会保障をはじめとする義務的経費等を含め聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図るとし、経済見通しについても、前年度に続き堅調な内需に支えられた景気回復が見込まれ、好循環が徐々に実現していくと考えられるとしており、奈良県内においても、各種政策効果により県内経済が持ち直していくことが期待されるとしております。

一方で、本市の財政状況については、合併後の行財政改革の推進等による人件費、公債費をはじめとする歳出の削減・抑制に加え、国の経済対策に伴う財源措置の享受等により、財政指標は総じて改善に向い、地方債残高も減少を続けるなど、継続的に改善してきてはおりますが、財政力の面では、財政基盤の強さを示す財政力指数が類似団体や県内他市に比べて低く、少子高齢化の影響等による市税収入の減少等により低下を続けており、地方交付税など国の財源措置等の影響を大きく受ける体質が強まっております。

今後も、高齢化等に伴う社会保障関係費が増加し、また公共施設・インフラの維持・更新等に要する経費の増加は避けがたく、さらに、合併算定替の逡減開始が3年後に迫っていることから、平成28年度以降に財源不足が続くことが予測されております。

(平成26年度市政運営)

厳しい環境ではありますが、このようなときこそ市役所が真に市民の皆様の役に立つ所として、理解され、喜んでいただける市政運営に取り組んでいかなければなりません。

せん。

私は、年頭に当たり、職員の『意識改革宣言』をいたしました。これからも一丸となって、共に考え、共に進め、共に達成の喜びを共有できる市政運営に取り組むとともに、市長就任以来目指してまいりました「行財政改革」、「住んでよかったまちづくり」、「元気な五條市！」の実現にまい進してまいります。

1つ目の「行財政改革」については、特別職の給与及び退職金の削減や黒塗りの専用車を廃止し、補助金をゼロから見直すとともに、事務事業や組織機構の改善を図るなどの取組を、継続して進めているところであります。

2つ目の「住んでよかったまちづくり」については、子育て環境を充実し、次世代の若者や子どもたちから高齢者までが安心して住み続けられる「魅力あるまちづくり」に取り組むこととし、県と連携して南和の医療環境の充実を図るとともに、子どもの医療費の無料化やコミュニティバスの充実、さらには小中学校の耐震化を完了し、奈良県タクシー協会五條支部や奈良県電気工事工業組合などの団体等と災害時支援協定を締結するなど、災害に強いまちづくりへの諸施策を進めているところであります。

3つ目の「元気な五條市！」については、本市の魅力を全国に発信するため、企業誘致を促進し、「日本一の柿のまち五條市」を積極的にPRするとともに、今後はイノシシやシカを食用肉として売り込むなど、地域産業の活性化を図るとともに、観光の推進にも積極的に取り組んでまいります。

なお、紀伊半島大水害からの復旧復興については、被災者の皆様が一日も早く元の生活に戻れるよう、国や県などの関係機関に御協力をいただきながら、将来の地域の在り方を考えた取組を進めているところであります。

また、長年の懸案と諸問題の解決にも積極的に取り組んできたところ、みどり園の移転問題についてはごみ処理広域化を実現することとなり、また、新消防庁舎の建設については、昨年12月にしゅん工し、既に運用を開始するなど、一定の成果を達成することができました。

1年目は「大地に種を蒔く年」、2年目は「大地から新芽が芽吹く年」、3年目は「伸びてきた若枝を大切に育てていく年」とし、施策の種を蒔き、その種が芽吹き、ようやく伸び始めてきたところでもありますので、4年目の今年は、「成る」といたしました。「為せば成る」の「成る」であり、実が「生る」の「生る」も同源であります。

新年度は、初心に戻り、市長として大好きな「ふるさと五條市」のために働かせていただく喜びと、市民の暮らしを守っていくという重大な責務を実感しながら、更なる取組を進めていく決意を新たにしたところでもあります。

(平成26年度重点施策)

続きまして、新年度の重点施策として、次の4点を申し述べたいと思います。

まず1点目は、「ふるさとの復旧復興と災害に強いまちづくり」であります。

平成23年に発生した紀伊半島大水害や今年の台風18号災害からの復旧復興を最優先としつつ、いつ起こるか分からない災害から市民の生命と財産を守るため、本年4月に発足する奈良県広域消防組合と連携しながら、消防団等の非常備消防力、さらには自主防災組織の強化を図るとともに、防災・減災対策に全力で取り組むこととしております。

また、自衛隊駐屯地の誘致に向けた取組を推進するとともに、防災の拠点となる市役所庁舎の整備に向けた取組も推進してまいります。

はじめに、紀伊半島大水害への対応については、現在、宇井・清水地区及び辻堂地区の災害復興に本格的に着手しており、自宅が全壊した方々の改良住宅の建設や両地区の被災建物の撤去等に取り組んでいるところであります。

復旧復興対策工事の進捗状況を踏まえ、避難勧告等の解除に向けての検討会の中で安全性を十分検証し、災害対策本部会議に諮り、新年度の適切な時期に避難勧告等の

解除を図ってまいりたいと考えております。

なお、宇井・阪本の両地区に建設中の改良住宅は、一日も早い完成に向けて急ピッチで建設工事を進めており、本定例会に当該小規模改良住宅の設置及び管理に関する条例案を提出したところであります。

新年度においては、宇井地区の復旧に向け、被災した市道宇井線の改良工事や、防災コミュニティ施設の建設に着手するとともに、災害用の土捨場として造成された平地の有効利用を図るため、多目的広場・鎮魂の広場等の面的整備の設計を行い、辻堂地区においては、市道災害復旧工事の完了後に、地域住民の皆様方との協議のもと、地区内の周辺整備に取り組んでまいります。また、堂平地内の地すべりについても、飛養曾・引土地区の1日も早い避難勧告解除に向け、奈良森林管理事務所と連絡調整を図りながら、市道川西線道路災害復旧工事を進めているところであります。

さらに、紀伊半島大水害からの復興を目的に、特産品の生産・販売の振興と、地域の風土・歴史・文化に根ざした魅力を発信するため、昨年川上村で開催された「なんゆう祭」を、奈良県や県南部東部の各市町村、市民生活協同組合ならコープなどと連携して、本年秋に、本市の吉野川河川敷を会場に開催いたします。特産品の販売やステージイベントを計画して、一人でも多くの方に来ていただき、地域の魅力を体感していただきたいと考えているところであります。

今後も、復興の槌音をさらに響かせ、被災者の皆様方にはその歩みを実感していただけるよう、着実な事業推進に努めてまいります。

次に、台風18号等の災害への対応についてであります。

昨年は例年に比べて台風の発生数が多く、日本へ接近した台風は平年よりも多い14個となりました。

本市においても、9月の台風18号及び10月の台風26号により市道や河川に大きな被害を受けましたので、国の査定に基づき復旧工事を鋭意発注してまいります。

特に西吉野地域においては、台風18号により大きな被害を受けました。

この台風により西吉野宗桧地区のほぼ全域が停電し、西吉野支所も停電したことを教訓に、支所内における緊急時の対応はもとより、支所を指定緊急避難場所といたしますことから、新年度当初予算において自家発電設備の整備を行うこととしております。

次に、防災への取組についてであります。

紀伊半島大水害を教訓に、今後高い確率で発生し、大きな被害をもたらすことが予想される、南海トラフなどの巨大地震による大災害の備えを喫緊の課題として、市民の生命・身体と財産を守るため、地域防災力の向上と防災・減災対策に万全を期す所存であります。

災害対策基本法の改正等により奈良県地域防災計画の見直しが遅延したことにより、県と連動して、本市の地域防災計画を見直す必要があるため、防災計画及び関連する地区別ハザードマップの作成等も遅延することになりますが、安全安心のため、できるだけ早く完成させてまいりたいと考えております。

また、災害に強いまちづくりを目指し、緊急時等の情報伝達手段として、引き続き防災行政無線の整備を推進してまいります。本年度は設計業務を行い、次年度以降で工事を施工する予定でありますので、一日も早く市内全域で防災行政無線が使用できるよう、鋭意努力してまいります。

なお、災害対応には、自助・共助の取組が必要不可欠でありますので、自主防災組織の育成強化を図るため、その運営及び防災意識の向上対策などの支援をしてまいります。

具体的には、西吉野地域で自主防災組織が未整備となっていた白銀北部及び白銀南部の2地区は、組織化に向けた取組の結果、両地区においても本年2月に新たに自主防災会が結成されたことから、新年度予算で防災備蓄倉庫を設置することとしております。また、既に整備しております各地区の防災備蓄倉庫の資機材についても、計画的に順次増強してまいります。

さらに、災害弱者である避難行動要支援者への対応については、円滑かつ迅速な避難の確保を、実効的かつ効率的に推進するため、避難行動要支援者検討委員会を設置いたしました。今後は、当委員会において避難支援施策等を検討するとともに、避難行動要支援者台帳システムを導入し、台帳作成と運用を図ってまいります。

非常備消防につきましては、奈良県広域消防組合と、市及び五條市消防団とが連携を図りながら、さらなる体制強化に努めてまいります。

併せて、懸案であります消防団の団員数の減少と団員の高齢化に歯止めをかけるべく、職場ぐるみや地域で消防団活動に協力していただけるよう、企業等に消防活動への理解と協力を呼びかけ、消防団への加入を推進してまいります。

また、女性消防団につきましては、五條警察署と連携しながら、安全安心のまちづくりを進めるため、防火広報時には犯罪や交通事故防止を合わせて啓発する「犯罪・交通事故抑止アドバイザー」としても活動していただくこととしております。

なお、消防水利につきましては、消火栓等を地域の状況等を勘案しながら計画的に整備してまいります。

次に、市民の皆様の生活安全についてであります。

交通安全や防犯対策を図るため、五條警察署をはじめとした関係機関との協力関係をより強化し、啓発活動や交通環境の整備等に努めるとともに、一層の安全確保を図りながら、交通事故や犯罪のない明るいまちづくりを進めてまいります。

次に、本市への陸上自衛隊駐屯地の誘致であります。昨年末に閣議決定された新年度政府予算案に、奈良県南部地域において自衛隊の展開基盤に係る調査費が計上されました。要望活動の成果として、本市への陸上自衛隊駐屯地誘致の実現が一步進展したことは御案内のとおりであります。

この調査の内容は、ヘリポートを含む展開基盤の有用性を調査するものでありますので、本市は、今回のこの調査業務に県と綿密に連携しながら協力し、さらに、次年

度以降も、引き続き政府予算を確保できるよう、要望活動を強力に継続していくとともに、県の広域防災拠点整備についても積極的に協力してまいります。

なお、自衛隊の協力団体であります奈良県防衛協会五條支部が、荒井奈良県知事をはじめ多くの来賓の御臨席のもと、市内有志の方々の御尽力により3月1日に設立されました。

これを期に、陸上自衛隊駐屯地誘致の気運を高めるため、陸上自衛隊の見学会の開催や、吉野川祭りなどにおいては自衛隊に関するコーナーを設けるなど、ソフト的にも広く自衛隊を理解していただく取組を計画してまいります。

次に、防災の拠点となる市役所庁舎の整備に向けた取組の推進についてであります。市議会におかれましても「新庁舎建設特別委員会」を設置していただきました。

新庁舎は、今後発生するといわれております巨大地震などの災害発生時には、被災情報の収集や救助・救護等に対応する災害対策拠点としての役割を果たす重要な施設となります。

今月末には、昨年設置いたしました新庁舎整備研究委員会からこれまでの検討結果を取りまとめた報告書が答申される予定であります。今後、新庁舎に関する市の考えをお示ししながら、合併特例債の起債期限である平成32年度竣工に向け、事業を進めてまいりたいと考えております。

2点目は、『「住み続けたい、訪れたい」と思えるまちづくり』であります。

地域住民が主体的に参画し、地域課題の解決を図っていく活動等を支援するなど、誇りと希望が持て、住み続けたいと思える地域づくりを推進してまいります。

また、福祉・医療の重要課題に対処するとともに、市民生活の安心の基盤を強化し、快適で豊かな暮らしを支え、自然環境を保全し、循環型社会を構築するとともに、快適な市民生活を推進し、地域経済の活性化にも取り組んでまいります。

はじめに、「子育て支援の充実」につきましては、五條市子ども・子育て会議に、「五條市子ども・子育て支援事業計画の策定」及び「五條市の保育所、幼稚園の今後のあり方」について諮問いたしました。

この参考資料にすべく、昨年末から「子育て支援ニーズ調査」を実施したところ、多くの保護者の皆様から御意見をいただきましたので、この調査結果の分析を行い、当該会議において様々な調査研究を進め、今秋を目途に諮問報告をいただくこととなっております。

なお、子育て世代の負担を軽減することにより、本市の将来を担う子どもたちが必要な医療を安心して受けられることを目的とした「子ども医療費の無料化」につきましては、昨年12月の第4回定例会で各位の御賛同をいただきましたので、新年度当初予算において、対象を小学生の通院及び中学生の入院まで拡充しております。

次に、「高齢者福祉の充実」についてであります。介護保険事業においては、平成27年度から平成29年度までの3箇年を対象に「第7期五條市老人保健福祉計画及び第6期五條市介護保険事業計画」を策定し、なお一層充実した実効性と継続性のある高齢者福祉施策のための計画樹立のため、計画策定委員会委員の御意見をお聞かせいただきながら取り組んでまいります。

養護老人ホーム花咲寮は、一昨年度に庁外の有識者を交えた検討委員会から、施設の構造上の問題や市の高齢者世帯の増加傾向の状況等を踏まえ、施設を新設することが望ましいという方向性が示されたことを受け、引き続き当該委員会の意見をお聞かせいただきながら、花咲寮の基本構想作成等に着手し、具現化を図ってまいりたいと考えております。

次に、「地域公共交通網の充実」についてであります。公共交通空白地域の一つである大平、北曾木地区へは平成25年9月に、10月には、大澤・木ノ原・二見地

区へ小型車両を使った運行を実施してまいりました。今後も、さらに利便性の高い、地域に密着した公共交通の充実を図ってまいります。

また、新年度から3箇年にわたる「第3次五條市地域公共交通総合連携計画」を策定するため、昨年10月に無作為に抽出した市内3,000世帯を対象に、市内の公共交通の利用に関するアンケート調査を実施するとともに、2月にはアンケート調査結果等からみられる将来の公共交通のあり方について、市民の皆様の意見募集を実施したところであります。これらの結果や第2次計画で実施した公共交通の利用状況等のデータを基に、今月末には「第3次五條市地域公共交通総合連携計画」を策定する予定としております。

新年度以降は、策定した第3次計画に基づき、より地域に密着した利便性の高い公共交通を目指してまいりたいと考えております。

次に、快適で豊かな暮らしを支えるために不可欠なライフラインの整備についてであります。

道路の整備等につきましては、五條市域の地域高規格道路五條新宮道路は、国から指定を受けた調査区間4キロメートルのうち京奈和自動車道五條インターチェンジから本陣交差点までの約1.1キロメートルの4車線化に向けた県の都市計画決定の変更を目指し、「五條市まちづくり構想」と並行して、引き続き関係機関と共に取り組んでまいります。

京奈和自動車道大和・御所道路の御所区間の約13.4キロメートルについては順次工事が進んでおり、平成28年度の大和・御所道路区間全線供用開始に向け、引き続き要望活動に取り組んでまいります。

国道24号歩道整備事業の二見1丁目交差点から先の4工区につきましては、すでに用地交渉に入っており、新年度においても国土交通省と連携を密にして引き続き進めてまいります。

管理施設の保全整備、長寿命化対策及び老朽化対策につきましては、橋梁修繕、ト

ンネルの構造点検、法面、擁壁等の点検や舗装の更新など、社会資本整備交付金事業を活用し、実施してまいります。

通学路の安全対策につきましても、通学路の緊急合同点検によりリストアップした市管理道路の対策要望箇所の約7割が工事施工中又は工事が完了しており、新年度からも引き続き関係機関と連携しながら安全対策工事を実施してまいります。

(仮称)五條総合体育館建設事業は、平成27年8月に和歌山県を幹事県として近畿ブロックで開催される全国高等学校総合体育大会(インターハイ)のフェンシング競技会場として、昨年4月から測量業務・基本構想業務・地質調査業務・設計業務を順次完了し、建設工事の入札業務を行ってまいります。

下水道事業につきましては、生活環境の改善と公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に資することを目的に整備を進めており、本市の主要道路であります国道24号道路改良工事(歩道設置事業)の進捗に対応して公共下水道工事を順次進めるとともに、野原地区におきましても、野原ポンプ場が完成し、野原幹線の供用開始に伴い公共下水道工事を進め、併せて周辺的环境整備を図ってまいります。

市営住宅の入居者募集につきましては、本年1月に募集を行い、3団地6戸の入居を確定いたしました。新年度においても、平成24年度末に策定した五條市市営住宅等長寿命化計画により、建物の老朽化、劣化や居住性の低下を未然に防ぐための改修・修繕を順次進め、募集を行ってまいります。

なお、家賃等の滞納対策につきましては、平成25年度中に市営住宅等の高額家賃滞納者に対し8件の民事調停と1件の明渡し請求提訴の法的手段を行ったところがあります。今後も市営住宅等の管理の適正化の観点から、家賃収入を確保し、公平性を確保するためにも、家賃等の滞納には、民事調停等の法的手段を含め対応してまいります。

上水道事業につきましては、岡中継施設を、基幹施設の高水圧緩和、施設能力の省力化に伴うコスト軽減、災害時における飲料水及び保安用水の確保、並びに大型車両が給水可能な応急給水拠点施設として、持続的な安心・安全を確保できる水道施設の

築造に努めております。なお、竣工は、平成26年度末の予定であります。

簡易水道事業につきましては、新規事業として、宗桧上地区において老朽化した施設の統廃合と水道未普及地域への給水を行い、経営の合理化を図るとともに、安全安心な飲料水が供給できるよう事業を進めてまいります。さらに、新年度においては、水道未普及地域の解消と老朽化した施設の統合整備を推進するとともに、山間地域に点在する老朽化施設の維持修繕を行い、安全でおいしい水を安定的かつ効率的に供給してまいります。

本市における地籍調査の実施についてであります。地籍調査は、国土調査法に基づき一筆ごとの土地所有者、地番、地目、境界、面積を正確に調査し、測量をするもので、現在法務局にある公図は明治時代の地図を基に作られたものであることから、土地の境界が不明瞭なことが多く、現地に合った正確な地図を作成し、その地図を新たな公図として法務局に備え付ける事業であります。

土地の境界を明確にすることにより、土地取引の円滑化、公共事業の効率化、コスト削減、災害復旧工事の迅速化など、地域住民のサービス向上に大いに役立つ事業であり、行政にとっても課税の適正化、公平性、公共財産の適切な管理など多くのメリットがあります。

新年度におきましても、本事業を計画的に、かつ、継続して推進してまいります。

次に、「企業誘致の促進」についてであります。

平成25年度は、北宇智工業団地におきまして「朝日ウッドテック株式会社」と「株式会社カクダイ」の2社が操業を開始いたしました。自然災害に対するリスク回避の考え方から内陸部への立地が注目されていることと、京奈和自動車道の開通を目前に控えていることが重なった今が、本市にとって企業誘致の大きなチャンスであると捉えております。

引き続き関係機関と協力・連携しながら、さらなる企業立地が現実のものとなるよう取り組んでまいります。

次に、「地域産業の振興」についてであります。

本市の商工業の振興に関しましては、新規の起業を目指している方やスキルアップを図りたいと考えている方々を対象にセミナーを開催し、側面から人材育成を支援してまいりたいと考えております。

また、耕作放棄地の解消や農地の有効活用を図るための取組につきましては、平成24年度から国の施策として「人・農地プラン」が始まり、本市においても、担い手の確保や耕作放棄地を解消すべく取組を進めております。

市民の皆様に野菜や花を栽培していただき、地域の人々や自然とのふれあいの場として整備いたしました市民農園「プチファーム田園2丁目」「プチファーム田園4丁目」の合計32区画の農園は、市内住民の方を対象に募集を行っているところであります。なお、利用期間は、本年4月1日から1年間となります。

中山間地域等直接支払い制度につきましては、平成22年度から5箇年間を対象とした第3期対策の4年目に取り組んでおり、五條地区53集落、西吉野地区24集落の合計77集落が、農業生産土地の維持を図りつつ多面的機能の維持に取り組んでいるところであります。

森林・林業関係につきましては、木材生産育成整備事業、森林環境税による施業放置林整備事業、美しい森林づくり基盤事業などにより、間伐を中心に森林整備を進めており、さらに、森林整備地域活動支援事業により作業の効率化を図っているところであります。

また、鳥獣被害防止対策の一環として実施いたします「五條市食肉処理加工施設」の建設につきましては、本年1月の臨時議会において予算を御承認いただきましたので、来年1月末の竣工を目指して建設準備を進めているところであります。

なお、有害鳥獣の捕獲につきましては、地元住民からの要望と協力を得ながら、イノシシ・ニホンジカの捕獲檻80機を設置し、駆除してまいります。また、防護対策として、平成25年度は、国の鳥獣被害防止対策事業補助金を利用して金網柵等を3

0 団体、延長約 4 2 キロメートルを助成いたしました。今後も、更に鳥獣被害防除対策に積極的に取り組んでまいります。

次に、「観光産業の充実」についてであります。

現在、本年秋を目処に「第 2 回五條映像フェスタ」を開催すべく調整しているところであります。昨年の夏に本市を舞台に撮影された映画が間もなく完成すると聞いておりますので、今後、カンヌ映画祭や、なら国際映画祭で紹介された後には、本市でも上映したいと考えております。

新年度も、本市の魅力を映像で広く市の外に向かって発信していく仕掛けに取り組みたいと考えているところであります。

また、平成 2 4 年 1 0 月に設立された「五條市まちづくり推進協議会」の「周遊・賑わいプロジェクトチーム」において、プレイベントとして昨年 3 月に五條市まちづくり推進協議会主催による周遊ツアー「五新鉄道跡をゆく 香梅の五條」を実施し、その効果検証を行い、秋の観光シーズンにおける本市での周遊・滞在の促進に向けた取組として、「広報・PR」以外の「集客のための仕掛けづくり」、「五條新町を核とした回遊性の向上のための取組」、「交通手段の確保」、「おもてなしの実施」についての意見交換を行い、昨年 1 1 月 2 3 日に「秋の五條の魅力に会う旅」と銘打った誘客キャンペーンを実施いたしました。

本年 3 月 1 5 日と 2 0 日には、奈良交通の協力を得て「五新鉄道跡ウォークと賀名生梅林散策」のイベントツアーを実施し、これからの集客に向けて検証してまいります。

また、同じく「水辺の拠点形成専門部会」においては、吉野川の良い環境と水辺の拠点のあり方を、和歌山河川国道事務所を含めた関係自治連合会長や吉野川を利用されている団体の方などと共に、現地視察を含め 5 回の協議がなされたところであります。水際空間や河川敷等が良い環境となり、市民の憩いの場となるような取組を考えてまいります。

次に、奈良・町家の芸術祭「HANARART（はならあと）」については、昨年に引き続き本年も横浜美術大学、NPO法人大和社中と本市が連携を密にして、五條新町の賑わいを取り戻すための取組を実施してまいります。

3点目は「大きな『夢』と『志』をもって社会を生き抜く人間を育むまちづくり」であります。

将来を担う子ども達の健全育成を支援し、創造力と魅力あふれる人材に成長していくための施策を推進し、学校現場における効果的で効率的な教育環境の整備と教育内容の充実を図ってまいります。

また、(仮称)五條総合体育館を核としたスポーツ・文化振興や地域活性化等の総合的なプロジェクトの構築・推進など、健康で文化的な市民生活に寄与する施策を推進してまいります。

はじめに、教育委員会では、昨年策定いたしました五條市教育振興基本計画「五條市『夢・志』教育プラン」に基づきながら、「家庭教育力づくり」、「学校力づくり」、「生きがいつくり」、「地域力づくり」の4つの目標を掲げ、様々な事業に取り組んでおります。

また、児童生徒の健全育成については、「いじめ防止対策推進法」が昨年9月28日に施行され、10月11日には文部科学大臣による「いじめ防止基本方針」が策定され、これに基づき、本市では、いじめ問題解決に向けて、情報交換、連携及び指導対策について意見を共有するための「五條市いじめ問題対策連絡協議会」を12月25日に立ち上げました。また、各学校では、「学校いじめ防止基本方針」を作成しているところであります。

学校をはじめ市民一人ひとりがいじめ防止への意識を高め、いじめのない学校や地域社会づくりを目指します。

さらに、平成25年度において、「五條市小中学校の今後の在り方に関する懇話会」を立ち上げ、先進地視察の実施や、3回の会合を開催し、本市の小中学校の教育内容や規模の適正化について積極的な討議をしていただき、本年2月18日には、懇話会から教育委員会へ、「9年間を見通した教育内容」と「充実した教育を進めるための適切な規模に関する検討が必要」との提言をいただきました。

教育委員会では、これらの提言を踏まえた検討を進めていくために、新年度において、教育総務課に「学校適正化推進室」を設け、望ましい小中学校の教育環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「文化遺産の保護とその活用」についてであります。五條新町の重伝建地区の取組につきましては、歴史的景観の保存のため建築基準法の緩和を行っており、地域住民の安全と町並の景観保護との両面からアンケートの実施及びワークショップの開催等を行い、住民意識の向上を図るとともに、地区独自の防災計画の策定に取り組んでいるところであります。

なお、国指定史跡の大峯奥駈道の復旧、国指定天然記念物の二見の大ムクの再生等の事業については、奈良県文化財課と協議しながら取組を完了いたしました。今後も引き続き特別天然記念物保護事業等を進めてまいります。

さらに、有形・無形文化財の保存・継承に向けた活動を支援し、貴重な文化遺産の保護に取り組んでまいります。

4点目は「将来の市政運営を支える行財政改革の推進」であります。

事務事業の検証・評価を徹底して行った上で、「行政評価」を推進し、事務事業や組織・機構等の見直しを図ってまいります。

はじめに、本市の行財政改革の推進につきましては、本年度策定いたしました「第

3次五條市行政改革大綱」及び「第3次五條市行政改革大綱アクション・プラン」に基づき行政評価を実施するなどにより、職員の更なる意識改革を図りながら、より一層の行財政改革を推進してまいります。これらの取組により、事務事業の見直しや一層の効率化を図り、限られた財源と人員の中で効率的かつ効果的な行政経営が行えるよう努めてまいります。

市の基幹業務システムであります住民情報システムについては、今後の番号制度への対応や市民サービスの向上、業務の効率化を図るため、経費削減を含め、五條市情報化検討委員会において検討を進めてまいりました。既に構築業者を決定し、年内にデータ移行作業等を済ませ、来年1月の新システム稼働を目指して取り組んでまいります。

なお、情報セキュリティ対策につきましては、総合的な推進を図り、近年の情報漏えいや事故を未然に防ぐために、体制強化なども含め、引き続きセキュリティ対策の強化を進めてまいります。

（平成26年度当初予算）

続きまして、平成26年度当初予算の概要について申し上げます。

平成26年度の予算編成にあたり、「誰もが住んで良かったと思える魅力ある元気な五條市」を目指すべき都市像に掲げ、復旧復興関連事業に全力で取り組むことはもとより、依然として厳しい状況にある地域経済の活性化や新市建設計画の推進、さらに、子育て環境の充実などを図るほか、普通交付税の合併算定替えの終了を見据えた中で積極的な行財政改革による財源の確保など、後年度の財政への影響にも配慮した上で、積極的に取り組むものとしたしました。

また、これまで取り組んでまいりました施策の一貫性と継続性を前提に「ふるさとの復旧復興と災害に強いまちづくり」、「住みたい、訪れたいと思えるまちづくり」、「大きな夢と志をもって社会を生き抜く人間を育むまちづくり」の3つの重点項目に該当し、有効と認められる事業につきましては、重点的に予算の配分を行ったところ

であります。

さらに、国の経済対策に基づく平成25年度補正予算による有利な財源を活用すべく、今般の3月補正予算（案）と一体的な予算構築を行うとともに、国や県における新たな施策や既存の制度を最大限に活用するなど、様々な工夫を図ったところであります。

このような方針により編成いたしました本市の新年度一般会計における予算総額は184億2千万円で、平成25年度当初予算に比べ、5億6千万円、率にして3%の減となりました。

主な事業といたしましては、紀伊半島大水害による住宅被災者のための改良住宅建設を主体とした事業であります「小規模住宅地区改良事業」をはじめ、消防広域化に伴う「奈良県広域消防組合負担金」、また、地域における防災・減災対策や生活に有用な情報の伝達手段として利活用する「防災行政無線」の整備、「自衛隊駐屯地」の誘致に向けた経費などを計上いたしております。

また、「南和地域公立病院」の新体制整備、並びに2市1町による「新ごみ処理施設」建設に係る負担金、「地域公共交通」の充実、「新し尿処理施設」建設に係る経費についても、前年度に引き続き予算化いたしました。

さらに、小学生の通院及び中学生の入院に係る医療費を助成する経費を新たに計上した上、子育て世代の支援を行うとともに、「(仮称)五條総合体育館」建設事業については、平成25年度補正予算と一体的な予算化を図った上で、その整備を推進するとともに、竣工後は、地域の防災拠点として位置づけ、市民スポーツや文化の振興に努めてまいります。

次に、歳入について申し上げます。

まず、市税につきましては、主に市民税の減収を見込み、対前年度比1.8%減の約31億6千4百万円を、また、地方交付税につきましては、国の地方財政計画と本市の状況を勘案し、2.7%増の75億円を計上しております。

さらに、市債につきましては、28.7%減の約20億6千6百万円を計上してお

りますが、借入額と償還額のバランスを見ながら、合併特例債や過疎対策事業債を中心に、後年度の元利償還に係る交付税措置があるなど、財政的に有利な市債の充実に努めております。なお、財源不足を補うための財政調整基金からの繰入については、平成25年度当初予算より1億円を減額し、4億円といたしております。

以上、一般会計予算の概要を申し上げましたが、限られた歳入の中で、今後とも行財政改革の推進を念頭に、事業の検証と厳しい選択を行い、本市のあるべき将来像を見据えた予算を編成した次第であります。

次に、国民健康保険特別会計予算につきましては、医療費の増大により保険給付費が上昇する一方で、高齢化などの社会的要因により、保険税の収納額は低迷しております。こうした状況を受け、一般会計からの繰入れにより収支の均衡を保った上で、保健事業等の積極的な推進により医療費の適正化を図り、収納率向上に取り組むなど、国民健康保険事業の円滑な運営を目指し、予算を編成した次第であります。

次に、簡易水道特別会計予算につきましては、水道未普及地域の解消と老朽化した施設の統合整備を推進するとともに、山間地域に点在する老朽化施設の維持修繕を行い、安全でおいしい水を安定的かつ効率的に供給するための予算を編成した次第であります。

次に、下水道事業特別会計予算につきましては、奈良県吉野川流域下水道事業と連動し、市民の健康で快適な生活環境の向上と、吉野川等の公共用水域の水質保全及び環境保護を目的とした下水道事業の達成に向け、事業の展開及び整備区域の拡大を図るための予算を編成した次第であります。

次に、墓地事業特別会計予算につきましては、市営墓地の適正な管理運営を行い、墓地内の美化に努めながら、墓地の維持管理と修繕等を図るための予算を編成した次第であります。

次に、介護保険特別会計予算につきましては、3年を1期とした介護保険事業計画における最終年で、その計画内容に基づいて、介護保険給付の適正化及び介護給付事業並びに地域支援事業の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、大塔診療所特別会計予算につきましては、医師を継続派遣するなど、住民が地域で安心して暮らせる適切な医療の提供を図るための予算を編成した次第であります。

次に、農業集落排水事業特別会計予算につきましては、西吉野町滝地区における水洗化による生活環境の改善とともに、丹生川等公共用水域の水質環境保全を目的とした下水道事業の適切な管理運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算につきましては、2年毎の保険料率の改正に基づく保険料額を計上するとともに、市町村の事務である保険料の徴収、療養費請求等の受付窓口事務費及び健康診査を行うための経費等を計上し、後期高齢者医療の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、水道事業会計予算につきましては、独立採算制を堅持しながら、市民生活に欠くことのできない、水質基準に適合した良質な水の安定供給を図るための予算を編成した次第であります。

まず、収益的収支につきましては、給水量が依然として減少傾向にあるため、事務事業の効率化及び諸経費の節減に努めながらサービスの低下を招くことのないよう、事業量に対応した予算を計上いたしました。

また、資本的収支につきましては、建設改良費として、公共下水道工事に伴う水道管の移設費、及び岡中継施設を新たに築造する工事費、並びに小島浄水場の無停電電源装置更新工事費等を計上した上、それらの一部に充当すべく事業債と一般会計からの出資金等を計上した次第であります。

施政方針と予算の概要は以上であります。私は、市民の皆様に住んでよかったと思ってもらえる「元気な五條市」づくりのため、誠心誠意頑張ってまいり所存でありますので、皆様には一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(提出議案の説明)

続きまして、本定例会に提案の諸議案について御説明申し上げます。

まず、報第1号 平成26年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告並びに報第2号 平成26年度一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

次に、報第3号 専決処分の報告(調停)につきましては、市営住宅家賃等の滞納について市職員の再三の訪問による徴収、指導に応じず、支払の意思がないものと認められる相手方に調停を申し立てたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので報告するものであります。

次に、議第2号 五條市地域の元気臨時交付金基金条例の制定につきましては、地域の元気臨時交付金基金を創設し、平成26年度に実施する対象事業の財源に充てるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第3号 五條市学校適正化検討委員会条例の制定につきましては、五條市立小中学校の教育内容及び学校規模、配置、通学区域等の適正化についての調査検討に係る五條市学校適正化検討委員会を設置するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第4号 五條市就学指導委員会条例の制定につきましては、障害のある又は障害を疑われる幼児、児童及び生徒に対し、適切な就学支援等の教育的支援に係る五條市就学指導委員会を設置するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第5号 五條市老人保健福祉計画及び五條市介護保険事業計画策定委員会条例の制定につきましては、五條市老人保健福祉計画及び五條市介護保険事業計画策定に係る五條市老人福祉計画及び五條市介護保険事業計画策定委員会を地方自治法に規定する附属機関と位置付けるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第6号 五條市小規模改良住宅条例の制定につきましては、小規模改良住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、学校適正化検討委員会委員等を新設するため、本条例を改正するものであります。

次に、議第8号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、国家公務員の給与の改定が実施されたことに伴い改正が生じたため、本条例を改正するものであります。

次に、議第9号 五條市税条例等の一部改正につきましては、督促手数料を改定するため、本条例を改正するものであります。

次に、議第10号 高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正につきましては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正に伴う所要の改正のため、本条例を改正するものであります。

次に、議第11号 五條市社会教育委員に関する条例の一部改正につきましては、社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱基準を規定する必要があるため、本条例を改正するものであります。

次に、議第12号 五條市都市計画審議会条例の一部改正につきましては、機構改革のため、本条例を改正するものであります。

次に、議第13号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う所要の改正のため、本条例を改正するものであります。

次に、議第14号 平成25年度五條市一般会計補正予算（第6号）議定につきましては、歳入歳出にそれぞれ21億8,600万3千円を追加し、総額218億9,288万8千円とするものであり、これらの財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第15号 平成25年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、歳入歳出にそれぞれ6,866万円を追加し、総額47億3,966万円とするものであり、これらの財源につきましては、繰越金を見込みまして、

補正予算を編成した次第であります。

次に、議第16号 平成25年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第2号）議定につきましては、宇井地区水道未普及地域解消事業等に係る繰越明許費を2億645万5千円と設定するものであります。

次に、議第17号 平成25年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定につきましては、流域関連公共下水道事業等に係る繰越明許費を5,000万円と設定するものであります。

次に、議第18号 平成25年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、墓地候補地評価業務委託に係る繰越明許費を109万円と設定するものであります。

次に、議第19号 平成25年度五條市介護保険特別会計補正予算（第2号）議定につきましては、歳入歳出にそれぞれ204万8千円を追加し、総額36億1,582万8千円とするものであり、これらの財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第20号 平成26年度五條市一般会計予算議定につきましては、予算総額184億2千万円で、前年度当初予算額と比較して、5億6,000万円の減額となっております。

次に、議第21号 平成26年度五條市国民健康保険特別会計予算議定につきましては、予算総額46億1,700万円で、前年度比5,400万円の減額となっております。

次に、議第22号 平成26年度五條市簡易水道特別会計予算議定につきましては、予算総額4億7,070万円で、前年度比1億2,070万円の減額となっております。

次に、議第23号 平成26年度五條市下水道事業特別会計予算議定につきましては、予算総額11億3,190万円で、前年度比1,010万円の増額となっております。

次に、議第24号 平成26年度五條市墓地事業特別会計予算議定につきましては、予算総額330万円で、前年度比140万円の減額となっております。

次に、議第25号 平成26年度五條市介護保険特別会計予算議定につきましては、予算総額3億7,560万円で、前年度比2億60万円の増額となっております。

次に、議第26号 平成26年度五條市大塔診療所特別会計予算議定につきましては、予算総額5,260万円で、前年度比120万円の減額となっております。

次に、議第27号 平成26年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定につきましては、予算総額430万円で、前年度比20万円の増額となっております。

次に、議第28号 平成26年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定につきましては、予算総額4億3,940万円で、前年度比550万円の増額となっております。

次に、議第29号 平成26年度五條市水道事業会計予算議定につきましては、収益的収支では、水道事業収益8億7,254万8千円に対し、水道事業費用8億5,362万7千円で、1,892万1千円の消費税込み当年度純利益を見込んだ次第であります。また、資本的収支では、資本的収入2億8,177万7千円に対し、資本的支出5億8,727万4千円であります。なお、資本的収支不足額3億549万7千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

以上が、この度提出いたしました諸議案の概要であります。